

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）

改正案	現行
<p>95 の 5 - 1 - 1 規則第 95 条の 5 第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する<u>法人税、地方法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）</u>をいうものとする。</p>	<p>95 の 5 - 1 - 1 規則第 95 条の 5 第 1 項第 1 号の法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する<u>法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）</u>をいうものとする。</p>
<p>95 の 5 - 4 規則第 95 条の 5 第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する<u>法人税、地方法人税、住民税、事業税（所得割）及び特別法人事業税（基準法人所得割）</u>の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。</p>	<p>95 の 5 - 4 規則第 95 条の 5 第 4 項の前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する<u>法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）</u>の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。</p>